

§ 1. 標準給水装置工事要綱

令和3年 4月



岩手中部水道企業団

目 次

第1章 総 則

第1	目的	1
第2	給水装置工事に関し技能を有する者	1

第2章 給水装置の概念

第3	用語の定義	1
----	-------	---

第3章 給水装置工事の申込

第4	工事の種類	2
第5	工事の申込	2
第6	添付書類	4
第7	工事の取消	4
第8	設計変更の申込手続	4
第9	メーターの交付	5
第10	申込を要しない工事の範囲	5

第4章 給水装置の設計

第11	構造及び材質の基準	5
第12	給水方式	6
第13	管種及び資材の選定	6
第14	図面の作成	7
第15	設計水量	7
第16	口径の決定	7
第17	給水管の分岐	7
第18	給水管の撤去	8
第19	止水栓・弁類の設置	8
第20	筐及び柵	9
第21	排気・排水装置	9
第22	保護工	10

第 23	保温工	1 0
第 24	防食工	1 1
第 25	メーターの設置	1 1
第 26	配管	1 2
第 27	管の連結	1 4
第 28	器具等の連結	1 4
第 29	消火栓等	1 5
第 30	直圧式スプリンクラー	1 6
第 31	凍結防止	1 6
第 32	無償譲渡における水道施設の選定	1 6

第 5 章 給水装置の工事施工

第 33	掘削前の準備	1 6
第 34	掘削	1 7
第 35	埋戻し	1 7
第 36	分岐・配管施工	1 7
第 37	サドル付分水栓による穿孔	1 8
第 38	弁付割T字管による穿孔	1 9
第 39	断水を伴う分岐工事	1 9
第 40	給水用ポリエチレン管の布設	2 0
第 41	ポリ粉体ライニング鋼管の布設	2 0
第 42	ステンレス鋼管の布設	2 0
第 43	ビニル管の布設	2 0
第 44	ゴム輪形ビニル管の布設	2 0
第 45	鋳鉄管の布設	2 1
第 46	配水用ポリエチレン管の布設	2 1
第 47	排気・洗浄	2 1

第 6 章 給水装置の完成検査

第 48	届出	2 1
第 49	検査の申込み	2 1
第 50	検査方法	2 2
第 51	材料検査	2 2
第 52	分岐検査	2 2

第 53	水圧検査	2 2
第 54	書類検査	2 2
第 55	現地検査	2 3
第 56	写真検査	2 3
第 57	検査の証明	2 3

第 7 章 補 則

第 58	施工上の疑義	2 3
第 59	様式	2 3

§ 1 標準給水装置工事要綱

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 この要綱は、岩手中部水道企業団給水条例（平成 26 年岩手中部水道企業団条例第 24 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条に規定する基準に関し必要な事項を定め、給水装置工事（以下「給水工事」という。）の申込手続、設計、材料、施工、完成検査等について適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(給水装置工事に関し技能を有する者)

第 2 水道法施行規則第 36 条第 2 項に規定する作業に従事又は監督させる技能を有する者とは、次の各号に掲げる者とする。なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管の穿孔、給水管の接合等の経験を有している者とする。

(1) 給水管分岐工事（穿孔を含む給水装置工事）

- ア 水道事業者、公益社団法人日本水道協会地方支部（平成 8 年度を持って講習会等を終了）水道事業者等が実施した給水装置の配管技能の実技に関する試験合格者又は講習会修了者のうち給水装置工事配管技能者認定協議会により給水装置工事配管技能検定会と同等以上の講習課程等を経て資格を取得したと認定された者。（給水装置工事配管技能者認定協議会からの認定書交付者）
- イ 公益財団法人給水工事技術振興財団
給水装置工事配管技能検定会（全国標準検定、分岐穿孔のみの検定）の合格者

(2) 給水装置工事（穿孔なし）

- ア 水道事業者、公益社団法人日本水道協会地方支部
水道事業者等が実施した給水装置の配管技能の実技に関する試験合格者又は講習会修了者
 - イ 公益財団法人給水工事技術振興財団
給水装置工事配管技能検定会の合格者
 - ウ 都道府県知事又は指定試験機関
配管技能士（1 級・2 級・3 級）
 - エ 都道府県知事の認定を受けた職業訓練校
職業訓練校の配管科の課程修了者
 - オ 公共職業能力開発施設
公共職業能力開発施設の配管科の課程修了者
- なお、詳細は「給水装置工事関係資格者表」（別表 1）による。

第 2 章 給水装置の概念

(用語の定義)

第 3 「給水装置」とは、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 9 項の規定により、需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して

設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

なお、給水管、給水用具の概要は次のとおりである。

- (1) 「給水管」とは、配水管や既設の給水装置から給水するために、家屋又は宅地内に引込まれる管をいう。
- (2) 「給水用具」とは、機構的に給水管と直結して一体をなし、有圧のまま給水できる用具をいい、分水栓、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、水抜栓等の用具及び給水栓、混合栓、給湯器等の器具をいう。

第3章 給水装置工事の申込

（工事の種類）

第4 給水工事の種類は、分岐・新設・増設・変更・臨時・撤去・修繕・廃止の8種類の工事に分けられる。

- (1) 分岐工事とは、メーター設置を伴わない新規工事であり、第1止水栓等または丙止水栓までの工事をいう。
- (2) 新設工事とは、新たに加入金を納入する工事をいう。
- (3) 増設工事とは、既加入金を納入しているものについて更に加入金を追加する工事をいう。
- (4) 変更工事とは、既納加入金の範囲内で変更する工事をいう。
- (5) 臨時工事とは、工事用水等のために臨時に使用する給水装置の設置工事をいう。

使用期間終了後は、引続き他の用途に使用するものを除き速やかに給水装置を撤去しなければならない。

- (6) 撤去工事とは、給水装置を構成する給水管及び給水用具を取除く工事をいう。
通常の場合、給水装置が不要となったときその所有者から申込を受けて行う工事である。この場合、配水管の分水栓で止めることとし、宅地内の止水栓で止めてはならない。
- (7) 修繕工事とは、給水装置の故障又は破損箇所を修理する工事である。
- (8) 廃止工事とは、企業長が水道事業の維持管理のため、一方的に施工する給水管の切離し工事をいう。なお、この工事は給水装置の所有者が長期間所在不明であって、かつ、将来も使用の見込みがないと認められたときに企業長の負担で施工するものである。

（工事の申込）

第5 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が申込者の委任を受け工事を施工するときは、「給水装置工事申込書兼承認書」（様式第1号）（以下「申込書」という。）に、第6に定める書類を添付して提出し、条例第5条の規定により企業長の承認を受けなければならない。

2 次の項目に該当する給水装置工事の場合は、「給水装置工事事前協議申請書」（様式第2号）を企業長に提出しなければならない。企業長は事前協議の結果を「各種給水装置工事事前協議の結果について（回答）」（様式第3号）により回答する。

- (1) 給水装置工事を伴う開発許可を申請しようとする場合
- (2) その他企業長が必要と認める場合

3 給水装置工事前の事前調査等で給水台帳の閲覧が必要な場合は、「給水装置台帳閲覧申請書」(様式第4号)により申請するものとする。

4 工事の申込みは、一通の申込書につき1件を原則とする。ただし、次の各号による場合は2件以上とすることができる。

- (1) 分岐工事の場合
- (2) 集合住宅の場合
- (3) 貯水槽式給水の場合
- (4) 併用式給水の場合
- (5) 2世帯以上の住宅への給水の場合
- (6) その他企業長が認める場合

5 申込書は、太実線内を次により記入すること。

- (1) 「装置場所」とは、給水装置を設置しようとする場所の住所又は地番をいう。
- (2) 「申込者」とは、給水装置工事の発注者をいう。給水装置を共有又は共用する場合は代表者、または代表者の同意を得た者をいう。なお、特に届出のない限り条例第17条に規定する管理人は、申込者とする。
- (3) 「件数」とは、分岐工事においては、分水栓等の個数とする。

新設・増設・変更・臨時工事においては、設置するメーターの個数及びメーターを設置しない給水管末端の止水栓等の個数の和とする。

撤去工事においては、分水栓等の個数とする。ただし、他の工事と同時に行う場合は件数に含まないものとする。

なお、貯水槽以降にメーターを設置し各戸の検針をする場合は、設置したすべてのメーターの個数及びメーターを設置しない給水管末端の止水栓等の個数の和とする。

また、共同管等の増径工事等で、既設給水管への補償による接続分は件数に含まないものとする。

- (4) 「所有者」とは、給水装置の所有者をいう。
- (5) 「代理人」とは、条例第5条第3項の規定により申込者が北上市、花巻市及び紫波町(以下「構成市町」という)の区域及び矢巾町太田地区に居住しないとき、代理人に定めた構成市町の居住者であり、申込書に記入押印しなければならない。なお、特に届出のない限り本代理人は、条例第16条に規定する給水装置の所有者の代理人を兼務する者とする。
- (6) 「委任工事店」とは、申込者から給水工事の委任を受けた指定工事業業者であり、申込書に必要な事項を記入押印しなければならない。
- (7) 「土地所有者」「家屋所有者」「給水管所有者」は、条例第5条第2項の規定により利害関係者がある場合の同意欄であり、必要により各所有者が記入押印しなければならない。また、各所有者が複数いる場合は、「土地家屋使用同意書」(様式第5号)、「給水管変更(増径)・分岐同意書」(様式第6号)を使用し申込書に添付するものとする。

装置場所が、北上市内の「上水道建設委員会」(別表2)等の地域に該当する場合は、原則と

して「給水管所有者」の欄にその代表者が記入押印したものを企業団に提出すること。

- 6 岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）に給水工事を申込み者は、申込書に前項の必要事項を記入押印し、原則として委任工事店の給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が企業団に持参しなければならない。

（添付書類）

第6 申込書には、位置図・平面図・立体図の他、次の各号に掲げる書類を添付し、「給水装置工事申込時チェックシート」（様式第7号）により確認すること。（詳細は「§6 製図」による。）

- (1) 配置図：新築及び増築工事等の場合は、建築確認申請書に添える配置図の写しを添付すること。
 - (2) 道路占用申請書：道路占用等申請手続きは、原則として企業団が代行する。道路占用申請書関係図書の添付部数及び道路占用申請から工事完成までの手続きは、「給水装置工事の手順」（別表5,6）及び「給水工事新規申込みの使用様式一覧表」（別表7）のとおりとする。土地改良区水路、公園敷地等の占用は、申込者が管理者から占用許可を得て、その写しを添付すること。
 - (3) 使用材料一覧表：申込工事に使用する器具・材料等は、「給水装置工事使用資材一覧表」（様式第8号）により添付すること。
 - (4) 簡易専用水道・貯水槽水道実態調査票：貯水槽式給水の場合は、「簡易専用水道・貯水槽水道実態調査表」（様式第9号）を添付すること。
 - (5) 取出し口径が30ミリメートル以上あるいはメーターまでの引込み管延長が50メートルを超える場合は、水理計算書を添付すること。
 - (6) 申込者と管理者が異なる場合は、維持管理人を定め、「給水装置維持管理代表者選任（変更）届」（様式第10号）を添付すること。
- 2 貯水槽式給水による給水工事申込書添付書類については、「§2 貯水槽設備等設置基準」によること。

（工事の取消）

第7 承認された給水工事の施工を取消すときは、「給水装置工事申込取消願」（様式第11号）を企業長に提出しなければならない。

（設計変更の申込手続）

第8 承認された給水工事に次の各号に掲げる変更が生じる場合は、「給水装置工事設計変更願」（様式第12号）に設計変更図を添付して提出し、企業長の承認を得なければならない。

- (1) 給水方式を変更する場合
- (2) 被分岐管を変更する場合
- (3) 分岐箇所に着しい変更がある場合
- (4) 給水管の経路あるいは口径が著しく変更になる場合
- (5) メーター口径を変更する場合
- (6) 水理計算書を提出した承認済工事について、メーター以降の配管延長が伸びる場合あるいは水

栓数が増える場合

- (7) 特殊器具が追加になる場合
- (8) 貯水槽容量に変更がある場合
- (9) その他企業長が必要と認めた場合

(メーターの交付)

第9 メーターは申込承認を受けた後に加入金を納入し、「量水器出庫申請書」(様式第13号)を提出し交付を受けるものとする。

(申込を要しない工事の範囲)

第10 次の各号に該当する給水工事は、申込手続きを省略できるものとする。

- (1) 水道法施行規則第13条による軽微な工事
- (2) 承認を受けた給水工事について、臨時的に水栓を設置する工事。ただし、メーターからの水平距離が4メートル未満で立ち上がり管1本である1階への給水工事に限る。
- (3) 漏水修理に伴う「給水装置修理工事報告書(様式第27号)」の提出がなされ、既存水栓配管の修理で水栓位置が変わらない配管工事(ヘッダー新設は除く)。ただし、詳細な図面が添付されていること。

第4章 給水装置の設計

(構造及び材質の基準)

第11 配水管と給水装置は、機構的に一体をなしているため水撃作用や水の逆流による汚染等は、他の多くの給水装置まで影響を及ぼすおそれがある。よって法第16条では、同法施行令第56条に規定する構造及び材質の基準に適合していない給水装置には、給水をしないことが出来る規定になっている。したがって、次に示す要件はこの基準に準拠したもので、給水装置はこれらの要件を備えているものでなければならない。

- (1) 配水管への取付け口の位置は、他の給水装置の取付け口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付け口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧・土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結させていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- (8) その他平成9年厚生省令第14号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」で定めていること。(§7 給水装置に関する省令・通知 参照)
- (9) 条例第9条第1項に基づき、メーターを含む上流側の給水装置にあつては、企業団の指定した

構造及び材質とすること。

(10) 将来とも維持管理が容易であること。

(給水方式)

第12 給水方式は、需要者への円滑な供給が図られるようにするため、次の各号に掲げる方式によること。

(1) 直結式給水

① 配水管の水圧で給水装置末端の給水栓等まで給水する方式で、その対象は次のような場合である。

ア 建物の地上1,2階及び地下1階に給水するとき

イ 建物3階に給水し、中高層建物直結給水技術基準に該当するとき。

ウ 配水管の計画最小動水圧(0.20MPa)を基に水理計算を行い、給水に支障がないことが確認されるとき。

② 中高層建物直結給水技術基準に基づく直結増圧式給水に該当するとき。

(2) 貯水槽式給水

貯水槽を設け、これに一度貯水したのち給水を行う給水方式で、その対象は次のような場合である。

ア 水圧調整を特に必要とする場合

イ 常時又は一時的に多量の水を必要とする場合

ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量を必要とする場合

エ 配水管の断水時にも、必要最小限の給水を確保する必要がある場合

オ 給水管に直結できない器具あるいは直結により故障のおそれのある器具を使用する場合

カ 配水管までの距離が長く、既設給水管の口径を増径することが経費的に不利と認められる場合

キ 直結式給水に適合しない場合

(3) 併用式給水

同一建築物内で直結式給水と貯水槽式給水を併用する給水方式で、次によるもの以外は承認しないものとする。

ア 階毎の使用用途(住居・事務所・店舗他)が異なり、それぞれが独立した区画となっている場合

イ 階毎の給水方式が同一の場合、ただし給水管に直結できない器具を加圧シスターン等の下流で接続する場合を除く

(管種及び資材の選定)

第13 メーターを含んで上流側の給水管及び資材は、日本産業規格品、日本水道協会規格品、給水装置に係る自己認証品、又は第三者認証品で、かつ、企業団が使用承認した「岩手中部水道企業団承認資材一覧表」(別表4)によるものとする。

2 メーター下流に使用する材料は、日本産業規格品、日本水道協会規格品、給水装置に係る自己

認証品、又は第三者認証品とする。

- 3 管種の選定にあたっては、荷重、土質、電食、油類の浸透等の外部的条件と管の特質を考慮しなければならない。

(図面の作成)

第 14 給水装置の設計図及び完成図は、原則として CAD 図面とし、「§ 6 製図」に定める要項に従い、給水装置の表示標準を用いて作成すること。

(設計水量)

第 15 給水装置の規模を定める上に最も重要な要素の一つである設計水量は、一人一日当たりの平均給水量、単位床面積当たりの使用水量、種類別吐出量とこれに対応する給水栓の口径、給水栓の標準使用水量、給水栓数と使用水量比、同時使用戸数率及び同時使用率を考慮した給水栓数、メーター口径と使用水量比等を考慮した水量を標準としなければならない。

(口径の決定)

第 16 給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧 (0.20MPa) 時においても、設計水量を充分供給できるだけの大きさとし、かつ、著しく過大でないこと。

- 2 給水管の口径は、配水管口径以下であること。
- 3 メーター以降の給水管の口径は、メーター口径以下であること。ただし、メーター口径の減径を伴う変更工事で既設管と接続する場合はこの限りではない。

(給水管の分岐)

第 17 配水管等から分岐する給水管の口径は、20 ミリメートル以上であること。

- 2 同一宅地内に分岐できる箇所は、原則として一箇所とする。
- 3 配水管又は給水管から分岐するときの管種並びに口径に対応する取出し給水管口径、及び分岐方法は次表に掲げるとおりとする。

管 種	配水管口径 (mm)	給水管口径 (mm)	分岐用資材	工 法	他継手からの距離
鑄鉄管	75~500	20~50	サドル付分水栓 (鑄鉄管用)	不断水 不断水 断 水	
		75~150	割輪分水栓 (フランジ形) (鑄鉄管用)		
		75~250	T 字管 (フランジ形) (鑄鉄管用)		
ビ ニ ル 管	40	20	サドル付分水栓 (ビニル管用)	不断水 断 水	
		25~40	TS チーズ (ビニル管用)		
	50	20~25	サドル付分水栓 (ビニル管用)	不断水 断 水 不断水 断 水	
		30~50	T 字管 (フランジ形) (ビニル管用)		
		40~50	割輪分水栓 (フランジ形) (ビニル管用) ※		
	75~200	30~50	メカニカルチーズ (ビニル管用)	不断水 不断水 断 水	
20~50		サドル付分水栓 (ビニル管用)			
		75~150	割輪分水栓 (フランジ形) (ビニル管用)	不断水 不断水 断 水	
		75~200	T 字管 (フランジ形) (ビニル管用)		

石綿管	75～250	20～50	サドル付分水栓（石綿管用）	不断水	0.3m
		75～100	割輪分水栓（フランジ形）（石綿管用）	不断水	
		75～250	T字管（フランジ形）（石綿管用）	断水	
ポリ管	40	20	サドル付分水栓（ポリ管用）	不断水	
		20～40	PP チーズ（ポリ管用）	断水	
	50	20～25	サドル付分水栓（ポリ管用）	不断水	
		20～50	PP チーズ（ポリ管用）	断水	
配水用ポリ管	50～200	20～50	サドル付分水栓（配水用ポリ管用）	不断水	
	50～200	40～150	割輪分水栓（フランジ形）（配水用ポリ管用） ※	不断水	
	200	200	T字管（フランジ形）（配水用ポリ管用）	断水	

※口径 40 ミリメートルは外ねじのみ使用可。

4 分譲地等の新設管布設工事等において、給水分岐工事は新設管水圧試験合格後、通水してから行うこと。

5 不断水工法による分岐は、（別図第 1、2、3）を標準とすること。

6 断水を伴う分岐は、（別図第 4）を標準とすること。

（給水管の撤去）

第 18 変更工事等で既設管を撤去する場合、分水栓はキャップ止めとし、それ以外のものは分岐箇所を撤去し管を直線状にして、水が停滞しない構造とすること。

2 原則として止水栓止めとしてはならない。ただし、所有者の都合で止水栓を残す場合はキャップ止めとし、止水栓までの図面を提出すること。

（止水栓・弁類の設置）

第 19 止水栓・弁類の設置は、次表によること。なお、仕切弁については 30 ミリメートルから 50 ミリメートルまではねじ式とし、75 ミリメートル以上は、受挿式とする。

標準埋設深度	口径 (mm)	設置バルブ	筐
60 cm (宅地内)	φ 25 以下	止水栓（ボール止水栓）	止水栓筐
	φ 30～50	仕切弁（ソフトシール）	弁筐小
90 cm以上 (宅地内)	φ 75～150	仕切弁（ソフトシール・浅層埋設用）	弁筐大
90 cm以上 (道路内)	φ 25 以下	止水栓（ボール止水栓）	弁筐中
	φ 30～50	仕切弁（ソフトシール）	弁筐中
	φ 75～150	仕切弁（ソフトシール・浅層埋設用）	弁筐大
	φ 200～250	仕切弁（ソフトシール・浅層埋設用）	弁筐大
120 cm以上 (道路内)	φ 75～200	仕切弁（ソフトシール）	弁筐大
	φ 250～350	仕切弁（ソフトシール）	弁筐大

2 止水栓又は仕切弁の設置位置及び配管は次の各号によること。

- (1) 単独引込みの場合は、宅地内に止水栓、仕切弁を設置すること。
 - ア 口径 25 ミリメートル以下の場合は、止水栓（ボール式）を、口径 30 ミリメートル以上の場合は、仕切弁を（別図第 1）に基づき配管し、道路境界から宅地内 1 メートル以内を標準に設置すること。
 - イ 道路内縦断引込み配管の場合は、口径 25 ミリメートル以下は止水栓（ボール式）を、口径 30 ミリメートル以上は仕切弁を、（別図第 2）に基づき道路内にも設置すること。
- (2) 共同引込み配管より単独引込みを行う場合（分譲地等）は、共同引込み配管の第 1 止水、口径 25 ミリメートル以下は止水栓（ボール式）を、口径 30 ミリメートル以上は仕切弁を（別図第 3）に基づき配管し、取付道路の隅切りの位置に合わせて設置すること。宅地への引込管の止水栓、仕切弁の取付け位置は宅地境界から宅地内 1 メートル以内を標準に設置すること。
- (3) 変更工事等において、既設給水装置に丙止水栓が無い場合は、口径 25 ミリメートル以下のメーターにはメーターユニットの設置、口径 30 から 50 ミリメートルのメーターには丙止水栓を新たに設置することを標準とし、既設の止水栓等はそのまま保全すること。
- (4) 口径 75 ミリメートル以上の場合で、道路縦断の管路始点、分岐点、交差部、水管橋、伏越部の両端、排水管の分岐付近、及び管路が長いときは適宜その中間部に設置すること。
- (5) 消火栓を設置する場合は仕切弁を設置すること。（別図第 5）
- (6) その他、維持管理上必要と認められる場合

（筐及び柵）

- 第 20 メーター、止水栓、仕切弁及び空気弁等は、企業長が定める筐及び柵に入れて保護すること。
- 2 筐は、使用目的に応じて第 19 第 1 項に掲げる表により選定し、（別図第 15、16）により表面は地面と同じ高さに水平に設置すること。
 - 3 仕切弁筐は承認資材を使用すること。
 - 4 仕切弁筐の蓋は、「仕切弁」（青）、「排水弁」（黄）、「消火栓」（赤）を適正に標示すること。
 - 5 メーター柵のサイズは、柵設置図（別図第 11、12、13、14）により選定すること。
 - 6 メーター柵の蓋は防寒蓋とし、裏側には、施工会社名・電話番号・給水番号等、集合住宅の場合は部屋番号を記入のこと。

（排気・排水装置）

- 第 21 給水管中に停滞空気が生じて通水を阻害したり、滞留水が発生したりするおそれのある所には、排気装置（空気弁等）及び排水装置（仕切弁等）を設ける等適切な措置を講じなければならない。
- 2 公道及びこれに準じる道路内に、口径 40 ミリメートル以上の給水管を布設する場合、基管となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が 100 リットルを超えるときは、原則として排水装置を設けなければならない。
 - 3 排水口部側溝には、水質や水量を確認できるように、グレーチング等を設置するものとする。
 - 4 排水装置の構造及び材質は、給水装置に準ずるものとし、給水管に対応する排水弁口径は次の

とおりとする。

(単位 mm)

給水管口径	排水弁口径
40・50	30 以上
75	50 又は 75
100	75
150	75
200 以上	協議による

(保護工)

第 22 管等の保護については、次の各号によらなければならない。

- (1) 管の末端、曲部及びその他の接合部で離脱のおそれがあるときは、離脱防止継手等を用いて防護しなければならない。
- (2) 軌道下、水路その他障害物のある場所の横断配管については、次の方法によること。
 - ア 底部を伏越して配管する場合は、底部及び側部には原則として継手を使用してはならない。また、管の損傷防止のため構造物底部は、サヤ管に納めて布設し、サヤ管は管端処理を施すこと。(別図第 7) なお、サヤ管設置の際は、圧入または推進で行い、えぐり堀りはしないこと。ポリエチレン管口径とサヤ管口径の関係は下表を標準とする。

(単位 mm)

ポリエチレン管	サヤ管 (鋼管)	ポリエチレン管	サヤ管 (鋼管)
13	30	30	65
20	40	40	75
25	50	50	100

イ 底部を伏越すことが困難なときは、道路管理者等と協議し、適切な布設位置、方法を定め、布設管の折損、亀裂、凍結等を充分防護する構造とすること。

(保温工)

第 23 寒冷地の給水装置は、冬期間中において凍結故障により飲用水の供給に重大な支障をきたす恐れがあるので、次の各号により適正な保温工を施さなければならない。

- (1) 保温材料は使用する場所に合わせて材料を選定すること。
- (2) 筒状保温材料は、屋外、屋内の立上がり管に用い、地盤凍結深度 (0.6 メートル) 以下の部分から地上に露出する配管部分に施工する。なお、この場合において露出配管の保温材料は、適当な強度と耐久性のあるカバーで保護すること。
- (3) 板状保温材料は、河岸、石垣等に埋設された管等の側方及び上下方向からの凍結の侵入を防ぐための保温工に使用する。
- (4) 保温材の継ぎ目の位置は、凍結を防ぐため十分に重ね合わす等配慮すること。

(防食工)

第 24 埋設されている水道管は常に腐食を受けやすい環境にあり、特に金属管においては継手接

合、ネジ部の露出、パイプレンチ等による外傷、コンクリート壁等の貫通部分、コンクリート内外の埋込み、異質の土壌の混在、土壌中に生息する細菌、異質金属の接近又は接触等により常に腐食（自然腐食・迷走電流腐食）する原因を受けやすいので各管種に合わせて、次の各号のうち適正な措置を講じること。

(1) 金属管の自然腐食に対する防食方法は次のとおりとする。

ア 各種防食テープを巻く等により管外面を被覆する。また、継手のネジ部露出部分には防食スプレー等で補修すること。

イ 継手のボルト類は、材質にステンレス鋼、又は外面に酸化被膜処理、エポキシ粉体塗装を施したものを使用する。

ウ 管全体にポリエチレンスリーブを被せて埋設する。

エ 金属管の接合には管端防食継手を使用すること。

オ サドル付分水栓により分岐する場合には、密着コア（防食スリーブ）を取付けること。

(2) 金属管の電食に対する防食方法は次のとおりとする。

ア 電気軌道に接近平行したり、交差したりしないよう管路計画する。

イ 電氣的な絶縁を図るほか、アスファルト系塗料、又はコールタール系塗料で管の外面を完全に被覆する。

ウ 布設後には、管外面の被覆損傷の有無を確認し、損傷のある場合は補修後丁寧に埋戻すこと。

(メーターの設置)

第25 給水装置には、使用水量を正確に計量できる場所にメーターを設置すること。

2 メーターは使用水量に応じたものを選び、原則として給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。

3 メーターの設置場所は、原則として次の各号を考慮のうえ選定すること。

(1) 屋外に設置することとし、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所であること。

(2) 乾燥して汚水が入り難く衛生的かつ、外傷、衝撃により破損又は異常を生じない場所であること。

(3) 給水装置の取出し地点に近い建物付近であること。

(4) ビル及び倉庫等で屋外に設置できないときは、その建物の通路等で常時検針可能な場所とすること。

(5) 雨水及び雪の集中しない場所であること。

(6) 凍結防止のため日当たりの良い場所とし、コンクリート叩き内等は避け、地盤が凍結しがたい場所であること。

(7) 3階建て以上の建築物においては、シャフトスペースに設置を可能とする。なお、点検及び取替作業を容易に行うことができるようにすること。

4 企業団と戸別給水契約の対象となるメーターを複数個設置する場合は、配管系統が明確に区別できる構造とすること。

- 5 検針対象以外のメーター設置は、申請者側の負担及び管理とすること。
- 6 集合住宅等複数のメーターは、各部屋の位置を考慮し整然と設置すること。なお、集合住宅等にメーターを設置した場合は、工事完成時に「集合住宅等メーター配置一覧表」（様式第15号）を提出すること。
- 7 貯水槽以降の各戸検針用メーターの設置に関しては、「§2 貯水槽設備等設置基準」によること。
- 8 中高層建物直結給水技術基準に該当する場合は、その基準によること。
- 9 口径 50 ミリメートル以下は直読式メーターを標準とする。口径 75 ミリメートル以上のメーターは、すべて隔側式メーター（別図第 10）を取付けること。
- 10 メーターの口径は、給水栓の取付け個数に応じ水理計算により決定するものとする。ただし、5号瞬間湯沸器、1栓専用の小型電気温水器、食洗機及び浄水器は、給水栓数に含まないものとする。また、各種ユニット化装置における器具は、末端器具の個数を其々数えるが、大便器に付属する洗浄用ノズル、ロータンク給水、小便器用フラッシュバルブは栓数に含まないものとする。なお、水理計算書の提出を省略できるメーター口径別の給水栓最大取付け個数は次のとおりである。

(1) 直結式給水に係るメーター口径と給水栓最大取付け個数

メーター口径	最大給水栓数	同時使用率を考慮した給水栓数
13 ミリメートル	4	2 栓
20 ミリメートル	10	3 栓
25 ミリメートル	15	4 栓
30 ミリメートル以上	水理計算によること	

(2) 貯水槽式及び併用式給水については、「貯水槽式給水事前協議申請書」（様式第 22 号）によること。

- 11 メーターを新規に設置する場合、口径 50 ミリメートル以下は、上水ねじメーターを設置すること。口径 75 ミリメートルから口径 150 ミリメートルまでは上水フランジタイプの使用を原則とする。なお、参考としてメーター寸法を次に掲げる。

(単位:mm)

量水器口径	φ 13S	φ 13L	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
金門ねじ	100	165	190	210	230	245	—	—	—	—
上水ねじ	100	165	190	225	230	245	245	—	—	—
上水フランジタイプ	—	—	—	—	—	—	—	630	750	1000

ただし、パッキン厚両側で 6 ミリメートル加算のこと。

(配管)

- 第 26 給水管の埋設位置は、道路、宅内通路、建物廻りを原則とし、田畑、山林、原野等管理上支障となる場所は避けること。また、下水管、便槽及び汚水槽等をなるべく避けるとともに、止水栓、メーター等の位置を充分考慮し、維持管理に支障をきたさないよう配置すること。

- 2 給水管末端は、給水器具又は排水弁（排水機構）とし、キャップ止めはしないこと。
- 3 屋外配管は、次の各号により設計すること。
 - (1) 道路及びメーター上流側に埋設する給水管は、ポリエチレン管、ポリ粉体ライニング鋼管、ステンレス鋼管及び鋳鉄管とし、埋設場所の環境等を考慮して選定すること。
 - (2) 道路横断配管は、最短距離で横断すること。また、道路縦断配管埋設位置は、道路片側に寄せること。
 - (3) 道路横断部分の配管は、(別図第3)と同様に口径50ミリメートル以下はポリエチレン管、口径75ミリメートル以上は鋳鉄管を標準とする。
 - (4) 単独引込みの場合は、(別図第1)によること。
 - (5) 共同引込みの場合は、(別図第3)によること。
 - (6) 給水管の標準埋設深度

公道（国・県・市町道）・農道・私道	・・・・・・・・・・・・・・・・0.9メートル
宅地内	・・・・・・・・・・・・・・・・0.6メートル
 - (7) 公道等に埋設する場合は、道路管理者が管種、埋設深度、及び工法等を指定する場合がありますので事前に確認すること。
- 4 宅内配管は、次の各号により設計すること。
 - (1) メーター配管は、(別図第6)に基づき設置すること。メーター設置にあたり、口径25ミリメートル以下は埋設式一体型メーターユニットを使用することとし、口径30ミリメートルから口径50ミリメートルまでは、前後にステンレス製フレキシブル継手、口径75ミリメートル以上は、前後に鋳鉄管を使用すること。
 - (2) 給水管は、原則として建物外廻りに埋設し、延長短縮のため床下を横断してはならない。
 - (3) 宅地内コンクリート下の配管は、ポリ粉体ライニング鋼管又はポリエチレン管等によること。
 - (4) 水抜栓から給水器具までの配管は、解凍を容易なものとする。
- 5 ヘッダー工法で施工する場合は次の各号によること。
 - (1) 維持管理できるように点検口等を設けること。
 - (2) ヘッダーからの分岐は、給水栓数の単独配管とし、配管の先分岐は避ける。ただし、やむを得ず先分岐する場合は、同時使用の影響範囲を考慮することを条件とし、下記のとおり認めるものとする。
 - ア トイレとトイレに付属する手洗い
 - イ 台所水栓と食洗機
 - ウ 浴槽とシャワー
 - エ その他別途協議による場合
 - (3) 完全に水抜きができるものとし、凍結の恐れがある箇所は、保温材等を使用し十分な対策を行うこと。
 - (4) 水撃作用に対しては十分な対策を施すこと。

(管の連結)

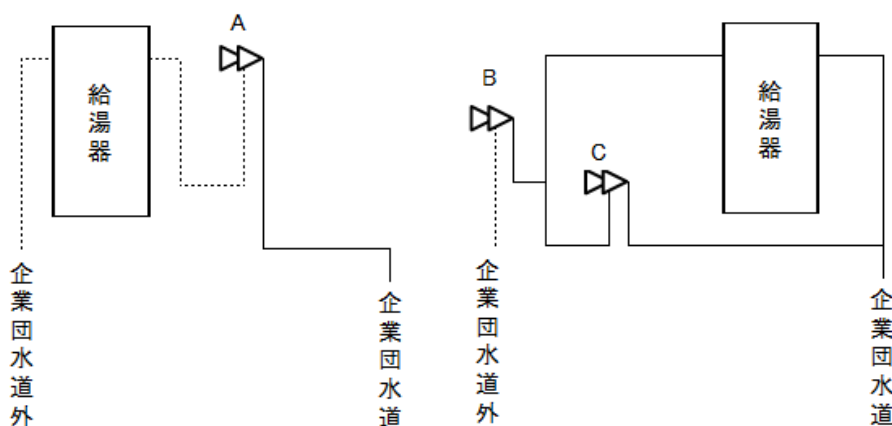
第 27 給水管は、企業団の水道以外の水道管及び工業用水、井戸水、排水管等の管並びに施設と直接連結してはならない。

2 次の各号に掲げる配管は、クロスコネクションに当たるので施工してはならない。

- (1) 給湯器が企業団水道以外の水道に直結している場合で、企業団水道との湯水混合栓 A がある場合（例図－1）
- (2) 給湯器が企業団水道に直結している場合で、企業団水道以外の水との湯水混合栓 B と、企業団水道との湯水混合栓 C が接続されている場合（例図－2）

例図－1

例図－2



3

自家水道等の設

備を給水装置として使用する場合は、本要綱に準じた構造及び材質であることを確認するとともに、特に次の各号について事前に調査すること。なお、本件による確認は、切替え時の給水装置について、新設時と同等の品質を保証するものではない。

- (1) 自家水道と企業団水道の配管が、完全に縁切り可能であること。
- (2) 常圧に 0.2MPa を加算した水圧（ただし最大で 0.75MPa）で 3 分間水圧テストを実施した後に漏水のないこと。
- (3) 給湯器の手前には止水器具が設置されていること。
- (4) 埋設深度が極端に浅くないこと。
- (5) その他外見上本要綱に反していないこと。

（器具等の連結）

第 28 断水、漏水等によって負圧が発生し、汚水の逆流が生じるおそれのある器具で、有効な逆流防止対策を施していないものは、給水管に直接連結しないこと。

汚水の逆流が生じるおそれのある器具には、洗浄弁、医薬用器具及びホースを接続使用する水栓等がある。

2 前項に述べる有効な逆流防止対策とは、次の各号によるものであり、逆流を生じるおそれのあ

る吐水口ごとに対策を講じること。

- (1) 吐水口空間の確保
- (2) 逆流防止性能を有する給水器具の設置
- (3) 負圧破壊性能を有する給水器具の設置

このうち、バキュームブレーカーの設置は、次によること。

ア 圧力式は、給水器具の上流側（常時圧力のかかる配管部分）に設置すること。

イ 大気圧式は、給水器具の最終の止水機構の下流側（常時圧力のかからない配管部分）に設置すること。

ア・イの器具とも、水受け容器の越流面から 150 ミリメートル以上高い位置に取付けること。

3 給水装置には、ポンプを直接連結しないこと。

4 次の各号に掲げるような有害物質を取り扱う場所に給水する場合は、原則として貯水槽式給水とすること。

- (1) 化学薬品、めっき工場等
- (2) クリーニング店等
- (3) 写真現像所等

5 タンクその他受水器具及び施設への給水は、止水器具を取付け、かつ、逆流を防止するため落とし込みとし、越流面から給水栓吐水口の高さ及び近接壁と給水栓吐水口中心との距離は、「§ 2 貯水槽設備等設置基準 第 5 第 6 項」の表に準じること。ただし、完全な越流装置のない施設については、適切な逆流防止器具を併用しなければならない。なお、浴槽に給水する場合には、吐水空間を 50 ミリメートル以上とするほか、プールなどのように水面が特に波立ちやすい水槽又は洗剤、薬品を扱う水槽、容器への給水については、吐水口空間を 200 ミリメートル以上とすること。

(消火栓等)

第 29 屋外消火栓の設置場所は、通行に支障がなく、かつ、消防車の出入りに便利な位置とし、地上式消火栓を原則とする。

2 口径及び規格等は、「岩手中部水道企業団承認資材一覧表」（別表第 4）による公設消火栓と同様のものとし、原則として口径 150 ミリメートル以上の主管から分岐すること。分岐口径は、単口消火栓では 75 ミリメートル、双口消火栓では 100 ミリメートルを標準とする。

3 屋内消火栓は、50 ミリメートル以下とし消火栓バルブを使用するものとする。

4 消火用水槽を設置する場合は、「§ 2 貯水槽設備等設置基準」に準じて施工のこと。

5 私設消火栓設置位置はメーターの下流側とすること。

(直圧式スプリンクラー)

第 30 特定施設水道直結式スプリンクラーの設置については、「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」（平成 19 年 12 月 21 日付健水発第 1221002 号通知）「§ 7 給水装置に関する省令・通知」に留意するものとし、「特定

施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」(様式第 16 号)により、条件承諾があったものに対し設置を認めるものとする。

(凍結防止)

- 第 31 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水器具を設置すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。
- 2 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。
 - 3 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。
 - 4 水抜栓及び不凍水栓には、水抜きを完全にするため浸透枘等を取り付けること。
 - 5 水抜栓は原則として建物外部又は建物内部の外壁付近に設置し、冬季間でも容易に操作できるようにすること。また、維持管理に支障とならないよう、水抜栓の上方に十分な空間を確保すること。
 - 6 水抜栓を操作しても水の落ちにくい器具(ボールタップ・定水位弁・洗浄弁等)あるいは鳥居配管等には、吸気弁を取付けること。
 - 7 解凍作業においては配管状況を充分調査の上、布設管種に適した方法で行い、火災が発生しないようにするものとする。

(無償譲渡における水道施設の選定)

- 第 32 企業団に無償譲渡するものは、原則として口径 75 ミリメートル以上のダクタイル鋳鉄管、又は、配水用ポリエチレン管を標準とし、それ以外については別途協議によるものとする。

第 5 章 給水装置の工事施工

(掘削前の準備)

- 第 33 道路の掘削にあたっては、当該道路管理者の道路占用許可と、当該道路を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならない。
- 2 道路の掘削にあたっては、工事中は歩道、車道とも車輛その他交通に支障のないように適当な位置に交通標識と工事の表示板を掲示し、バリケード等で作業区を分離しなければならない。交通標識及び工事表示板の設置方法については、保安施設設置基準(岩手県県土整備部発行、共通仕様書(Ⅱ)掲載)によること。
 - 3 道路掘削が夜間工事のときは、道路灯を設置するほか危険な箇所には防護措置を講じ、安全保持に万全を期すこと。
 - 4 地下埋設物の有無を調査し、事前に他の道路占用者と綿密な連絡のもとに充分な打合せをすること。

(掘削)

- 第 34 工事中は、現場に工事責任者及び交通整理員等を常駐させること。また、道路横断の場合は、交通に支障がないように片側ずつ掘削し、特に交通の頻繁な箇所は交通量の少ない時間帯に工事を行うこと。

- 2 舗装路面の取り壊しは、コンクリートカッター及びコンクリートブレーカー等を使用し、取り壊し箇所以外の路面に亀裂を生じさせないようにすること。
- 3 埋設金属管が高圧線、街路灯、電線又は電話ケーブル線と接する箇所は1.0メートル以上の間隔を取り、電食のおそれがないように防護措置を講じること。
- 4 家屋、電柱その他の構造物、道路付帯設備、下水管等の物件に対して損傷のないよう施工すること。工事によって、これら道路等又は第三者に損害を与えたときは、施工者の負担をもって原形に復旧し、かつ、損害を賠償すること。
- 5 公道、農道、私道を掘削する場合は、50メートル間隔ごとに1箇所ずつ掘削、配管敷砂、埋戻し、復旧等、道路管理者の指示による現場写真を添付すること。また、分岐箇所においては、現況、掘削完了時、敷砂完了時、中間転圧時、仮復旧時、本復旧時のほか、道路管理者の指示による写真を「分岐箇所工事写真帳」（様式第17号）に添付すること。なお、関係書類の提出部数は別表6-1、6-2によること。
- 6 道路使用許可証は必ず現場に携行すること。
- 7 ケーブル、ガス管等の地下埋設物がある箇所を掘削する場合は、関係者の立会のもとに施工すること。
- 8 工事の施工にあたっては、工事区域の周囲に境界を標し、工事の期間中当該工事を行う場所に道路占用許可標識を設置すること。

(埋戻し)

- 第35 埋戻しに際しては、管はだに傷を与えないよう石塊、コンクリートその他の雑物をよく取除き、更に、管底は凸凹のないよう十分に均し、以下順次厚さ20センチメートル毎に突き固め、地面に凸凹を生じないようにすること。
- 2 埋戻しのときは、管類及び筐類に外傷を与えないように注意し、沈下移動が生じないようにすること。
 - 3 道路の復旧は、道路管理者の指示によるものとする。
 - 4 宅地内の埋戻しは、良質土によって埋戻すこと。
 - 5 道路内の給水管は管の周りを砂で丁寧に包み、管上には、埋設標示シートを路面から40～60センチメートル下に埋設すること。
 - 6 埋設標示シートは非金属管には、アルタンシートを使用すること。

(分岐・配管施工)

- 第36 配水管及び給水管の分岐は、原則として不断水穿孔工法とする。
- 2 新設管布設後の各戸給水管分岐工事は、新設管水圧試験合格後通水してから行うこと。
 - 3 道路内に埋設する口径75ミリメートル以上の配管は1メートル毎に1箇所、また、異形管には1箇所以上、「水道管表示テープ」を巻くこと。
 - 4 河岸、側溝及び石垣等に平行して埋設するときは、その構造物から30センチメートル以上離して布設すること。
 - 5 給水管を他の地下埋設物と交差又は接近して埋設する場合は、原則として外面間で30センチ

メートル以上の間隔を保つこと。なお、立体交差する部分にはサンドクッション工法等の適切な措置を講じること。

- 6 立ち上がり管は、すべて床上の位置にソケット継手類をもって設置すること。
- 7 水栓類は、寒冷地の特殊事情により、つりコマ式又は固定コマ式を使用すること。
- 8 圧着・凍結工法により施工した場合は、止水した部分を補修バンド等で防護すること。

(サドル付分水栓による穿孔)

第 37 サドル付分水栓による分岐工は、次の各号による方法及び順序で行わなければならない。

- (1) 既設配水管及び給水管の穿孔部周辺をウエス等で清掃し、上部サドル（本体）を穿孔部の正しい位置に、管体に対し垂直に置く。
 - (2) 下部のバンド（カバー）を内部に異物を入れないように注意して仮組し、正しい位置であることを確認後ボルトナットで仮締めする。
 - (3) サドルのボルトナットを本締めする場合、サドル付分水栓を無理に動かすと、ガスケットがずれて漏水の原因となることがあるので注意が必要である。特に、ビニル管は滑りやすいので、充分注意しなければならない。なお、サドル付分水栓本体が均一になるよう相対的に締め付けなければならない。
 - (4) 分水栓のキャップをはずし、ボール弁が全開していることを確認し、水圧テスト（1.0MPa・3分間）を行う。
 - (5) 分岐口径及び規格に応じた穿孔ドリルを穿孔機のスピンドルに装着し、穿孔機を分水栓上部ネジ部に取付ける。
 - (6) 穿孔機の排水口に排水用ホースを連結し、側溝等へ切粉を直接排水しないようにホース先端はバケツ等に差し込む。
 - (7) 穿孔機のスピンドルを下降させ、ドリルの先端を管にあて、穿孔機にハンドルを取付ける。
 - (8) ラチェットハンドルでスピンドルを回転させながら、穿孔を開始する。
 - (9) ドリルの刃の肩が抜けると、抵抗が弱くなるので、その位置より 10 ミリメートル前後ドリルを進め数回空転させた後穿孔を終了する。
 - (10) ドリルを完全に上げた後、排水用ホース等を操作し水流に脈動を与え穿孔時の切粉を排出する。
 - (11) ボール弁を全閉し、穿孔機を分水栓からははずす。
 - (12) 穿孔機を取りはずした後に、分水栓のボール弁を徐々に開き、穿孔時の切粉の排出を行う。切粉が完全に除去されたことを確認し、ボール弁を閉じる。
 - (13) 分水栓キャップを分水穿孔口に取り付け、第一止水栓まで配管し、ボール弁を開ける。
 - (14) 土壌による腐食からサドル分水栓を保護するために、防食フィルムを取付ける。
- 2 鋳鉄管からの分岐は、穿孔終了後、密着コア（防食スリーブ）を挿入すること。防食スリーブと穿孔ドリルは、原則として同一メーカーのものを使用すること。（口径が合わない場合がある。）
 - 3 エポキシ樹脂粉体ライニング鋳鉄管からの分岐は、次の点に注意して施工すること。

- (1) 穿孔機は、電動穿孔機とすること。
- (2) 穿孔用ドリルは、粉体用ドリルとし、モルタルライニング鑄鉄管との併用はしないこと。また、30 ミリメートル以上はセンタードリル付ホールソーによること。
- (3) 電動穿孔機と粉体用ドリルは原則として同一メーカーのものを使用すること。
- (4) 防食スリーブは、密着コア（モルタルライニング鑄鉄管兼用形）を用いること。
- (5) コア挿入機は、密着コア専用の挿入機を用いること。

4 硬質塩化ビニル管及びポリエチレン管（配水用ポリエチレン管を含む）の穿孔に用いるキリはフライス形を用い、絶対にドリル形のキリは用いないこと。

5 ポリエチレン管からの分岐に当たっては、サドル付分水栓の取付けによる管体の沈下やねじれが生じないように、十分に注意を払い施工すること。

（弁付割T字管による穿孔）

第 38 既設配水管からの弁付割T字管による分岐工は、次の各号による方法及び順序で行わなければならない。

- (1) 既設配水管の穿孔部周辺をウエス等で清掃し、割T字管の取出し管が水平になるように取付ける。
- (2) 取出し管が水平になっているか確認しながら取付けボルトを締める。なお、水平にするため無理にT字管を動かすことはガスケットにずれ等を生じ、漏水の原因となるので注意すること。
- (3) ボルト、ナットは、平均に締めつけ、片締めにならないように注意すること。
- (4) 穿孔前に、割T字管の取付け不良の確認をするため水圧テスト（0.75MPa・10分間）を行う。
- (5) 穿孔機を取付け、弁を全開し穿孔を開始する。排水口から排水と切削片を排出しながらカッターを送り、所定の回転で穿孔を終えてスピンドルを逆回転させカッターを戻す。
- (6) 弁付割T字管の弁を全閉し、穿孔機を取りはずす。
- (7) 鑄鉄管からの分岐の場合は、穿孔終了後、密着コア（防食スリーブ）を挿入すること。
- (8) 分岐工が終わった後は、弁や取出し管が沈下しないように支持台付近の地固めを確実に先行防護すること。

（断水を伴う分岐工事）

第 39 配水管及び給水管の断水を伴う分岐工事は、次の各号により施工すること。

- (1) 仕切弁あるいは止水栓の操作を伴うことから、施工日時及び施工手順等について事前に企業団と協議すること。
- (2) 断水を伴う分岐工事標準配管図（別図第4）に基づき施工すること。

（給水用ポリエチレン管の布設）

第 40 給水用ポリエチレン管の使用できる範囲は、口径 13 ミリメートルから 50 ミリメートルまでとし道路内及び宅地いずれも使用できるものとする。ただし、コンクリート内の直接埋込み配管及び地上配管に使用してはならない。

2 管底部は、凸凹その他不均衡を生じないように均し、固形物が直接管に触れないように床を仕上げ、埋戻しには管外面から上面 10 センチメートル以上、下面 5 センチメートル以上の良質な

砂等（道路内）又は、良質土（宅地内）で保護すること。

- 3 使用に際しては給水用ポリエチレンパイプ協会、各継手メーカーの施工マニュアル等に準じて施工すること。

（ポリ粉体ライニング鋼管の布設）

第 41 ポリ粉体ライニング鋼管の使用できる範囲は、口径 13 ミリメートルから口径 100 ミリメートルまでとし、地上配管のほか、非金属管の使用できない道路横断の口径 13 ミリメートルから口径 50 ミリメートルまでの配管に使用することができる。ただし、直接コンクリート内埋込み配管に使用してはならない。

- 2 管底部は、凸凹その他不均衡を生じないように均し、固形物が直接管に触れないように床を仕上げ、埋戻しには管外面から上面 10 センチメートル以上、下面 5 センチメートル以上の良質な砂等（道路内）、又は良質土（宅地内）で保護すること。
- 3 使用に際しては、日本水道鋼管協会の施工マニュアル等に準じて施工すること。

（ステンレス鋼管の布設）

第 42 ステンレス鋼管の使用できる範囲は口径 13 ミリメートルから口径 50 ミリメートルまでとし、道路内及び宅地いずれも使用できるものとする。ただし、直接コンクリート内の埋込配管に使用してはならない。

- 2 地中等に埋設する場合は耐食性の強い水道用ステンレス鋼管 B を使用するものとする。
- 3 使用に際しては、ステンレス協会の施工マニュアル等に準じ施工すること。

（ビニル管の布設）

第 43 ビニル管の使用できる範囲は、原則として口径 13 ミリメートルから口径 100 ミリメートルまでのメーター下流の修繕工事に限ることとする。また、地上配管及び直接コンクリート内の埋込み配管に使用してはならない。

- 2 管底部は、凸凹その他不均衡を生じないように均し、固形物が直接管に触れないように床を仕上げ、埋戻しは良質土で保護すること。
- 3 使用に際しては塩化ビニル管・継手協会の施工マニュアル等に準じて施工すること。

（ゴム輪形ビニル管の布設）

第 44 ゴム輪形ビニル管の使用できる範囲は、原則として口径 40 ミリメートルから口径 150 ミリメートルまでのメーター下流の修繕工事に限ることとする。また、地上配管及び直接コンクリート内の埋込配管に使用してはならない。

- 2 管底部は、凹凸その他不均衡な箇所を生じないように均し、固形物が直接触れないように床を仕上げ、埋戻しは良質土で保護すること。
- 3 使用に際しては塩化ビニル管・継手協会の施工マニュアル等に準じて施工すること。

（鑄鉄管の布設）

第 45 鑄鉄管は耐震管とし、使用できる範囲は、口径 75 ミリメートルからとし、道路内及び宅地いずれも使用できるものとする。

- 2 管底部は、凹凸その他不均衡を生じないように均し、固形物が直接管にふれないように床を

仕上げ、埋戻しは管外面から上面 10 センチメートル以上、良質な砂等で保護すること。

3 使用に際しては日本ダクタイトル鉄管協会の施工マニュアル等に準じて施工すること。

4 鋳鉄管の布設には日本ダクタイトル鉄管協会の継手接合研修会受講証所有者（GX 形、NS 形）、日本水道協会耐震継手講習会受講者証所有者に従事させること。

（配水用ポリエチレン管の布設）

第 46 配水用ポリエチレン管の使用できる範囲は口径 50 ミリメートルから口径 150 ミリメートルまでとし、道路内及び宅地いずれにも使用できるものとする。ただし、地上配管及び直接コンクリート内の埋込配管に使用してはならない。

2 管底部は、凹凸その他不均衡を生じないように均し、固形物が直接管にふれないように床を仕上げ、埋戻しには管外面から上面 10 センチメートル以上、下面 5 センチメートル以上の良質の砂等（道路内）又は、良質土（宅地内）で保護すること。

3 使用に際しては配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアル等に準じ施工すること。

4 配水用ポリエチレン管の布設には配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道用ポリエチレン管施工講習会受講証所有者に従事させること。

（排気・洗浄）

第 47 工事完了後は、管内部の排気及び洗浄を行い飲用に支障のないことを確認しなければならない。

2 前項の確認は、末端の給水栓において簡易 5 項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）によるものとする。

第 6 章 給水装置の完成検査

（届出）

第 48 指定工事事業者は、工事が完成したときは「給水装置工事完成検査票」（様式第 18 号）による自社検査を実施したうえで、遅滞なく完成図及び関係図書等と共に企業長に提出し、企業長が指定する職員（以下「検査員」という。）の完成検査を受けなければならない。

2 検査の結果不完全と認められたときには、指定工事事業者は、企業長の指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。

3 指定工事事業者は、申込承認後 6 ヶ月を過ぎても完成検査をしていない場合（工期が 6 ヶ月以上の工事を除く）には、「給水装置工事未竣工理由書」（様式第 20 号）に理由、検査予定日を記入し企業長に提出しなければならない。

（検査の申込み）

第 49 検査の申込みは、検査前に書類検査を行う必要があるほか、現地検査の日程調整の必要があることから、原則検査希望日の 2 日前（休祭日を除く）の正午までに申し込まなければならない。

2 検査（写真検査含む）の申込みについては、給水装置の工事申込者への引き渡し前とし、給水開始は原則として検査合格後とすること。

- 3 分岐穿孔等の作業実施については、第1項の規定に準じて事前に申し込むこと。また、写真検査を指示したものについても、事前に作業実施日時等について企業団へ連絡すること。

(検査方法)

第50 検査は、設計図及び完成図と対照して給水装置の材料及び器具に検査合格品が使用されているかどうかを確認し、外観、水圧等について重点的に実施する。

- 2 検査には、担当の主任技術者が立会うものとする。

(材料検査)

第51 材料検査は、給水装置に第13による材料を使用しているかどうかを確認する。

(分岐検査)

第52 サドル付分水栓による給水管分岐工事は、検査員立会のもとで、水圧テスト（1.0MPa・3分間）に合格したのち穿孔工事を行い、その後、配管を行うこと。

- 2 弁付割T字管による分岐工事は検査員の立会いのもとで、水圧テスト（0.75MPa・10分間）に合格したのち穿孔工事を行い、その後、配管を行うこと。

(水圧検査)

第53 水圧検査は、給水装置各部の漏水の有無を確認するため、次の各号により実施する。

- (1) 分岐、新設、増設、変更工事及び臨時工事においては、1.0MPaで3分間以上の水圧テストに合格のこと。
- (2) ゴム輪形ビニル管で口径40ミリメートル以上のものは、0.75MPaで10分間の水圧テストに合格のこと。
- (3) 鋳鉄管、及び配水用ポリエチレン管の場合は、0.75MPaで10分間の水圧テストに合格のこと。
- (4) 自家水道等の設備を給水装置として使用する場合は、前各号によらず第27第3項第2号に規定する水圧テストに合格のこと。

(書類検査)

第54 水道法施行規則第36条第6号の規定に基づき主任技術者が記録し保管している「水道法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果」を、法第25条の10の規定により提出を求め、主任技術者は、完成検査を受ける際に予め完成図とともに提出しなければならない。

なお、書類検査は、次表に掲げる項目について実施する。

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・ 工事箇所が明記されていること（図の中央部に位置させること）。
管路図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の配置、給水管位置、メーター位置が記入されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位が記入されていること。 ・ 縮尺が記入されていること。 ・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 立体図 ・ 使用材料一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図と立体図が整合していること。 ・ 止水栓、メーター、分岐箇所等のオフセットが記入されていること。 ・ 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ul style="list-style-type: none"> ① 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路内については、第 34 の 5 の規定により整理されていること。 ・ 分岐工事の施工状況写真があること。 ・ 水圧テストの写真があること。

(現地検査)

第 55 現地検査は、「給水装置工事完成検査票」(様式第 18 号)に掲げる項目について実施する。

(写真検査)

第 56 給水工事の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、現地検査を省略し写真検査とすることができる。

- (1) 自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした新設工事
- (2) 全面的な配管替えにより新設工事と同様の施行を行った、自家水道を併用していない戸建住宅への給水を目的とした変更工事あるいは増設工事
- (3) 撤去工事あるいは止水栓止めとした変更工事
- (4) 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く変更工事
- (5) 住宅分譲地など複数住戸への給水を目的とした給水装置工事と同時施工しない分岐工事
- (6) 前号の分岐工事に伴う分岐検査
- (7) その他企業長が認めた工事

2 写真検査の実施については、「写真検査撮影箇所一覧表」(別表第 8)による。

3 検査員は、写真検査を完了したときは、遅滞なく検査結果を指定工事業者に通知する。

4 再検査を実施する場合は、現地検査とする。

(検査の証明)

第 57 工事検査終了後、検査の証明が必要な場合は、「給水装置工事検査証明願」(様式第 21 号)を提出し検査の証明を受けること。

第 7 章 補 則

(施工上の疑義)

第 58 この要綱の規定に疑義が生じた場合、又はこの要綱に定めのない事項については、給水用具の維持管理指針(日本水道協会発行)及び企業団との協議により決定するものとする。

(様式)

第 59 この要綱に定める各様式と条例及び規程を施行するために必要な様式は、「給水装置工事関係様式一覧表」(別表 3)に掲げるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。